

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都府宇治市宇治小桜45番地の2					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	ユニチカグラスファイバー株式会社 京都工場長 大橋 明彦					
事業者の主たる業種	ガラス繊維・同製品製造業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年 4月 ～ 平成23年 3月					
基本方針	省電力・省エネルギー機器の導入、エネルギー消費効率の改善、廃棄物の抑制、リサイクルの促進、全部門で2001年取得の環境マネジメントシステムの活動項目の実施等で、CO2の削減を目指す。					
推進体制	工場長を本部長とする地球温暖化対策本部の設置と、省エネルギー推進委員会と連動して、実施計画の策定、月毎のエネルギー消費量等の進捗管理体制を構築する。工場の月報会議（グループ長以上参加）においてエネルギー使用状況の月毎の報告と確認の実施を行う。					
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001				
	適用範囲	環境に影響を与えるか又は与える可能性のある業務及び製品及びサービスに関する環境保全活動				
取得年月日	平成13年3月26日					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	H20～H22	証明設備	工場内照明を省エネ型照明器具に順次更新 33,400kWhの削減			
	H20～H21	燃糸機設備	Vモータ型⇒インバータ制御方式に2系列改造27,000kWhの削減			
	H21～H22	フォークリフト	ガソリン型⇒バッテリー車型に更新 2,100Lの削減			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （H19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （H22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	10,557 t	10,382 t	-1.7 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 10,557 t	*2 10,382 t	-1.7 %		
	目標設定の考え方	新規設備導入に伴い約60,000kWh増加するが、品種構成による分および上記取り組みによって温室効果ガス排出削減に努める。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方						
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等	（二酸化炭素換算）			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
削減量等合計			*3 t			
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 10,557 t	（*2）-（*3） 10382 t	-1.7 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動						
特記事項	1. 毎月10日ノーカーデーの実施 2. 毎月第2火曜日ノー残業デーの実施 3. クリーン宇治運動に参加、延べ75名参加					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達を採用、特定フロンなどの条指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。